

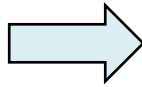
低所得者の保険料軽減強化について

1. 軽減制度

平成27年度の介護保険制度改正において、消費税率引上げ分を財源として従来の5割の公費負担とは別枠で公費(国1/2、県1/4、市1/4)を投入し、低所得者の保険料軽減を強化するしくみが創設され、介護保険法施行令に軽減標準割合が規定されました。

【消費税8%による一部実施】

標準割合	
第1段階	0.50 → 0.45
第2段階	0.75 → 軽減なし
第3段階	0.75 → 軽減なし



【消費税10%による完全実施】

標準割合	
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

2. 本市の軽減内容

令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、令和2年度においては次のとおり保険料率を軽減しました。

	改定前(令和元年度)		改定後(令和2年度)		保険料差額
	保険料率	保険料(年額)	保険料率	保険料(年額)	
第1段階	0.345	22,280円	0.27	17,430円	△4,850円
第2段階	0.525	33,900円	0.40	25,830円	△8,070円
第3段階	0.695	44,880円	0.67	43,260円	△1,620円

	軽減前(第7期)		改定後(令和2年度)		保険料差額
	保険料率	保険料(年額)	保険料率	保険料(年額)	
第1段階	0.47	30,350円	0.27	17,430円	△12,920円
第2段階	0.65	41,970円	0.40	25,830円	△16,140円
第3段階	0.72	46,490円	0.67	43,260円	△3,230円

3. 軽減対象者

所得段階	所得の状況		対象見込人数
第1段階	本人が 市町村民税 非課税	生活保護世帯	6,383人
		世帯全員非課税	
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下 			
第2段階	本人の前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	2,715人	
第3段階	本人の前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超	2,633人	